

役員・評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人静内ペテカリ定款第15条に規定する役員、第5条に規定する評議員、評議員選任・解任委員会運営細則第2条に規定する評議員の選任・解任委員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員・評議員等の報酬)

第2条 役員・評議員等（理事長を除く）には、報酬は支給しない。

2 理事長が理事会等以外の日において、法人が実施する事業運営のための業務にあたった場合は、別表1に定めるところにより報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員・評議員等が、理事長の招集する会議等に出席した場合は、別表2に定めるところにより費用を支給する。

2 役員・評議員等のうち、常勤の役員等については費用を支給しない。

(旅費)

第4条 役員・評議員等が、その職務を遂行するために旅行したときは、法人の旅費支給規程により旅費を支給する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年3月31日全部改正、平成29年4月1日から適用する。
2. 社会福祉法人静内ペテカリ役員等報酬規程は廃止する。

別表1（第2条関係）

職 名	報 酬 額
理 事 長	10,000円（日給）※但し、（1ヵ月）50,000円を限度とする。

別表2（第3条関係）

職 名	費用弁償額（1回）
理 事	3,000円
監 事	3,000円
評 議 員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円
理事長が委嘱した委員	3,000円